

## 地方消費税率引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成28年度黒松内町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

**【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源分） 23,943 千円**

**【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源分） 446,776 千円**

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	事 業 名	平成28年度 事 業 費	財 源 内 訳		
			特定財源	一般財源	地方消費税交付金 (社会保障財源分)
社会福祉	障害者福祉事業	133,641	92,988	40,653	2,179
	高齢者福祉事業	132,836	41,381	91,455	4,901
	児童福祉事業	106,928	76,670	30,258	1,622
	母子福祉事業	13,838	7,599	6,239	334
	小 計	387,243	218,638	168,605	9,036
社会保険	国民健康保険事業	52,047	16,229	35,818	1,919
	後期高齢者医療事業	18,167	13,566	4,601	247
	小 計	70,214	29,795	40,419	2,166
保健衛生	高齢者等医療事業	53,073	0	53,073	2,844
	診療所事業	174,694	0	174,694	9,362
	疾病予防対策事業	11,632	1,647	9,985	535
	小 計	239,399	1,647	237,752	12,741
合 計		<b>696,856</b>	<b>250,080</b>	<b>446,776</b>	<b>23,943</b>

※各事業の地方消費税交付金（社会保障財源分）充当額は、各事業費の一般財源額で按分